

第2編

第4次芦北町地域福祉活動計画

はじめに

少子・高齢化の一層の進展や人口減少により、家族関係の希薄化やコミュニティの弱体化が叫ばれる中で、地域においては生活困窮、虐待、ひきこもりなど様々な生活課題が深刻になっています。

また、令和2年7月豪雨においては、芦北町においても未曾有の災害が発生し、芦北町社会福祉協議会が主体となって災害ボランティアセンターを設置し、多くのボランティアにご協力いただき、被災者の方々を支援することができました。参加されたボランティアの皆さんに感謝するとともに、センターの運営上の課題や改善点も見つかりました。さらに、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、その影響による生活困窮者の増加などの新たな問題も発生しています。

このような状況の中で、芦北町社会福祉協議会も地域の実情を踏まえ、目指すべき地域福祉の姿を認識し、様々な制度・財源を活用し、持続可能で効果的な施策に取り組む必要があります。

第4次地域福祉活動計画につきましては、第3次の計画の総括を踏まえ、町が作成する「第4次芦北町地域福祉計画」と連携を図りながら、新たな課題にも対応し、より実効性のある計画としました。今後も、誰もが地域で、安心して暮らせる福祉社会の実現に向け努力して参ります。



令和4年2月

社会福祉法人 芦北町社会福祉協議会
会長 内山 忠美

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

(1) 社会福祉協議会の役割

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられ、その事業として

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 その他社会福祉を目的とする健全な発達を図るために必要な事業を実施するものと規定されています。

(2) 計画策定の背景と目的

芦北町社会福祉協議会（以下、「芦北町社協」という。）は、芦北町地域福祉計画と連携し、平成19年度に第1次芦北町地域福祉活動計画、平成24年度に第2次芦北町地域福祉活動計画、平成29年度に第3次芦北町地域福祉活動計画を策定し、「共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた」を基本理念に、地域福祉を推進するための諸事業を行なってきました。

第3次芦北町地域福祉活動計画では、4つの基本目標を定め8つの基本計画に取り組みました。この間、芦北町においては、令和2年7月に発生した豪雨災害など、これまで体験したことがないような災害や感染症が発生し「いのちの大切さ」や「助け合いの心」の必要性を痛感し、日常生活においても「新しい生活様式」が求められるなど、これまでの常識が通用しない社会構造となってきました。また、少子高齢化がより一層進み、ひとり暮らしの高齢者や要介護認定者等への支援をはじめ、在宅の認知症高齢者、生活困窮者への対応など、支援を必要とする対象者が増加している状況です。

また、隣近所の付き合いや地域における住民相互のつながりが希薄化していることや、地域福祉活動の担い手が少ないなど課題もあることから、今後さらに地域福祉を発展的に推進し、かつ現在の状況への対応を図っていくために、地域福祉を取り巻く各地区の現状について、地域住民の意見・要望などを再確認し、分析していく必要があります。そして、それは町部や沿岸部、山間部などの地理的条件や気候、人口、生活習慣の違いにより一律的なものではありません。地域住民が参加し、継続的な地域福祉活動を展開していくために、第3次芦北町地域福祉活動計画を基本に、第4次芦北町地域福祉活動計画を策定することとしました。

第4次芦北町地域福祉活動計画では、4つの基本目標（（1）住民主体の地域福祉の推進、（2）地域福祉の担い手づくり、（3）安心して暮らせる地域づくり、（4）地域福祉活動の基盤づくり）と、それに付随して4つの心（思いやりの心、お互い様の心、助け合いの心、向上的な心）を定め、8つの基本計画の下に活動を実施します。

「誰もが住み慣れた地区で安心して楽しく暮らせるまち」の実現のためには、まず、一人ひとりがお互いに認め合い、理解することから始まります。その具体的な活動を地域とともに展開していくために、地域性や生活者の考え方を尊重し、地域住民が活動に参加しやすい環境づくりと地域の特性を活かした取り組みを行います。

また、各地でそれぞれの地域の実情に合った「地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が確保できる体制）」の構築を目指していますが、高齢者の支援に特化されがちであったので、障がい者や子ども等への支援も充実させ、複合化する問題にも対応できる体制づくりを目指し、地域住民を中心に社協・行政・関係機関等が連携し、地域福祉の充実に向けて邁進できるよう努めます。

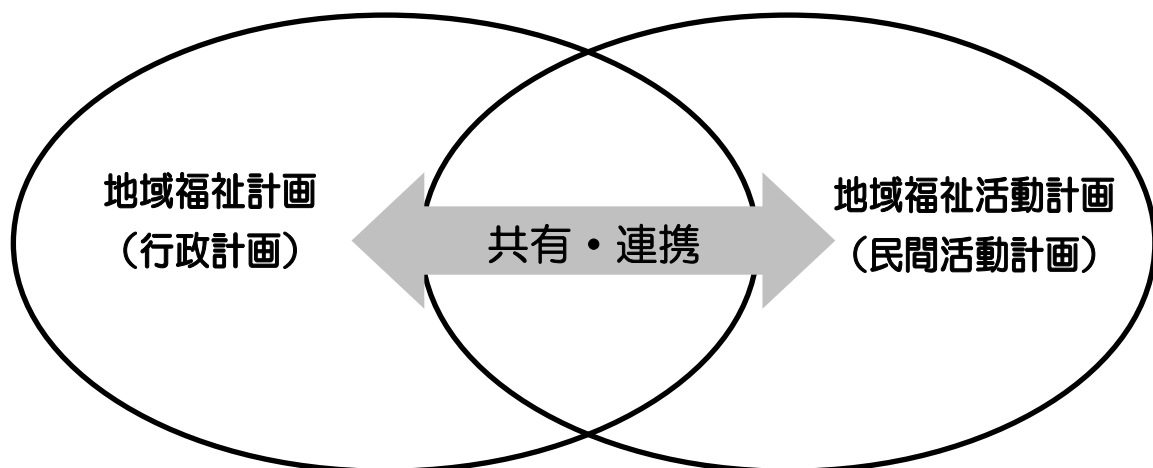
2. 計画の位置づけ

「芦北町地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する民間レベルの活動・行動計画で、社会福祉協議会が地域住民の方々とともに策定するものです。

地域福祉の推進を住民の立場から目指していくための計画であるとともに、社会福祉協議会の活動の基本となる計画として位置づけます。

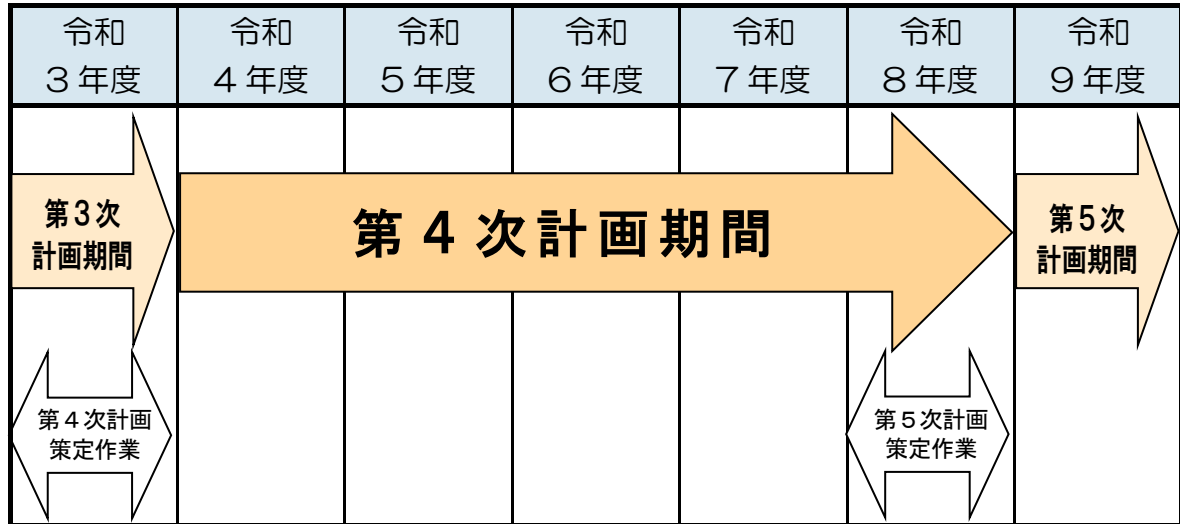
また、行政の計画である「芦北町地域福祉計画」と相互に連携し、協働的関わりを持ちつつ地域福祉の推進を目指すものです。

「芦北町地域福祉活動計画」と「芦北町地域福祉計画」の関係図



3. 計画の期間

第4次芦北町地域福祉活動計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



4. 計画の進捗状況の把握と評価

第4次地域福祉活動計画は、地域みなさんと共に推進していくものです。そのため、「芦北町地域福祉活動計画策定委員会」において年度毎に進捗状況の把握を行い、評価や見直し作業を実施し、地域住民からの意見や要望などを踏まえた実践内容になるよう努めます。

第2章 地域福祉活動の現状と課題

計画策定にあたり、座談会によるワークショップ、要介護者の家族、サロン代表者、福祉教育事業や各種研修会等への出席者等の意見・感想、職員研修会、策定委員会等を通じ、次のような現状や課題、ニーズがあげられました。それらを反映させた計画づくりに取り組むこととしました。

地域支援のあり方

第2次計画により、見守り活動推進会議（1地区）やいきいきサロン（15地区）を設立し運営支援を行いましたが、地域住民に対して理解や担い手の不足が続いている状況です。今後は、生活支援体制整備事業を中心に、地域の問題や課題を精査し継続的な運営ができる体制づくりに努めます。

また、地域福祉活動推進員の活動状況については、町内においても活動に温度差がある為、先進的な地域と発展段階にある地域との交流ができる仕組みづくりに努めると共に、地域福祉活動推進員の育成も併せて取り組みます。

ボランティア育成のあり方

ボランティア活動が定着し、その団体等（ボランティア連絡協議会等）も認知されてきました。これらの継続はもとより、各種ニーズに合わせたボランティア団体の形成を目指し研修・育成を実施していきます。ボランティアについては、若い時期から経験することが非常に重要と考え、福祉教育の推進にも努めます。

また、社会資源の調査及び活用が地域福祉活動において重要な存在になっています。多種多彩な社会資源の発掘を行ない効率的な活用に取り組みます。

さらに、令和2年7月豪雨災害時には町内・町外から多くのボランティアに支援してもらいましたが、ボランティアを受け入れる環境・知恵などの「受援力」の向上が必要と感じました。災害時に集まるボランティアの方々の力を引き出すため、地域の「受援力」を高めることが、ひいては地域の「防災意識の向上」、「防災力の向上」につながります。そのための研修会等を実施します。

※（受援力とは：ボランティアの援助を受け入れる能力のこと）

子育て世帯への支援のあり方

核家族化やライフスタイルの変化により、隣近所の付き合いや住民相互のつながりが希薄になり、地域の中での子育てが不安になりつつあります。この現状と課題を調査・研究し、地域の中で子どもを育てるために、必要な環境整備に努めます。

また、子ども達への虐待や犯罪に対しては、行政及び関係機関と連携を密にし早期に対応できるような体制づくりに努めます。

高齢者世帯への支援のあり方

令和2年に高齢化率が45%に達し、高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者と子のみ世帯等が増加しています。

さらに、近年の重要な問題となっている在宅の認知症高齢者の数も増加しています。「誰もが住み慣れた地区で、安心して暮らせるまち」にするには、まず、高齢者が生活をしていく上で、不安に感じることがあればその不安を取り除く努力が必要です。社協を中心に関係機関等と連携し、高齢者の不安を解消できるような仕組みづくりの構築に努めます。

障がい児・者への支援のあり方

平成30年4月の法改正により「障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進し、障がい児支援の二ーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図る」を基本理念に施行されています。障がい児・者が自立した日常生活及び豊かな社会生活を営むことができるよう相談支援事業所の専門員と連携し適切に支援を行います。

福祉サービス利用者への支援体制の充実

現在は、福祉サービスとして通所介護や生活援助を実施しています。しかし、サービスを提供する人材不足が懸念されており、今後の福祉サービスに支障をきたさぬよう、その支援体制の充実を図ります。

社協の理解と運営体制の強化

地域福祉の推進役としての地域住民への理解と、自主財源の確保や職員の資質の向上、情報の収集・提供機能の強化など、運営体制の更なる充実が必要です。

しかし、現在でも福祉を担う人材の確保が困難な状況で、今後考えられる難題に継続的に対応していくために、福祉に精通した人材の確保も優先課題とされています。

また、介護保険事業においては、法律の改正や利用者の増減により経営が不安定な状態が続いています。今後、利用者に対して不利益が生じないよう総合的に検討し、運営の強化を行う必要があります。さらに、災害発生時において通常の業務を継続させ、利用者等に不便が生じないよう、職員が安全に業務に従事できるよう体制を整備します。また、社協の事業への理解を深めてもらうため、介護・介護予防や地域福祉に関する情報を広報誌やインターネット、SNSを通じて提供していきます。

第3章 地域福祉活動の基本的な考え方

第4次芦北町地域福祉活動計画は、次の基本理念のもとに、4つの基本目標（4つの心）を掲げ、体系的な地域福祉活動の展開を推進します。

1. 基本理念

共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた

本計画は、「芦北町地域福祉計画」と連携し、地域住民の「共助の心」を育て、お互いを認め、支え合うための活動が、地域福祉ネットワークの基本構成に基づき、多様なネットワークを通じて展開される地域社会を目指します。

2. 基本目標

(1) 住民主体の地域福祉の推進 (思いやりの心)

地域の福祉課題の解決を目指し、小地域を単位とし、地域住民が主体となった福祉活動を支援します。

また、関係機関・団体との連携を強化し、地域福祉コーディネートの充実を図ります。

(2) 地域福祉の担い手づくり (お互い様の心)

地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動推進員を育成します。

また、ボランティアへの理解やセンターの充実と福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組みます。

(3) 安心して暮らせる地域づくり (助け合いの心)

福祉ニーズを持つ方や地域住民の豊かな生活を支援できるような体制づくりに努めます。

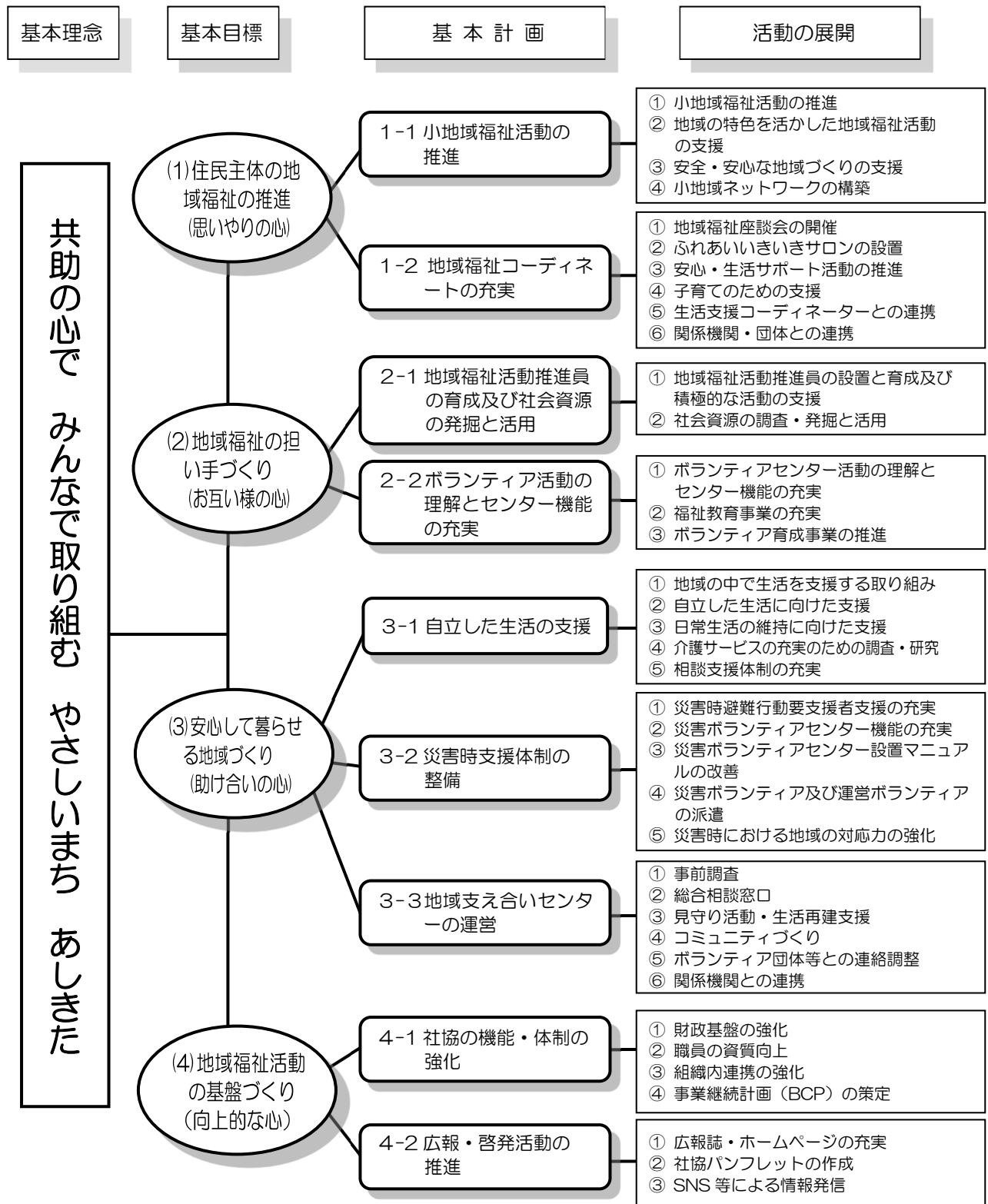
また、災害時避難行動要支援者の支援体制の充実や見守り等のネットワーク強化を進めます。

(4) 地域福祉活動の基盤づくり (向上的な心)

(1)～(3)の目標達成のために、会員の加入促進と社協の機能・体制の強化を図るとともに、広報活動の充実にも努めます。

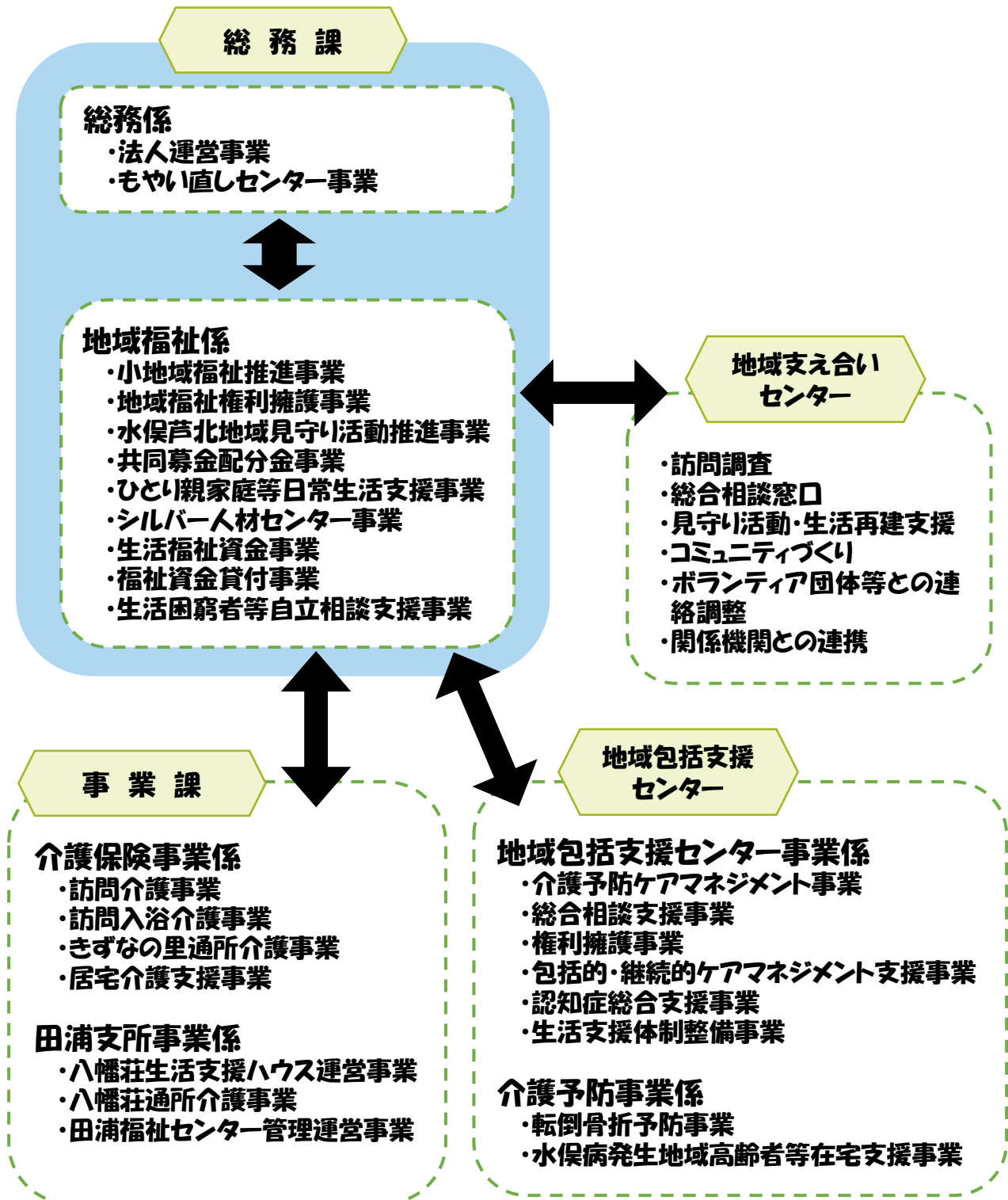
3. 活動計画の体系

4つの基本目標を達成するために、具体的な基本計画を次のとおり設定します。



4. 芦北町社会福祉協議会の推進体制

社会福祉協議会の体制は、総務課・事業課・芦北町地域包括支援センター・地域支え合いセンターの2課2センターで連携し、地域福祉活動を展開します。



第4章 地域福祉活動の展開

基本計画実現のため、具体的な活動方針の目標数値等

基本目標	(1) 住民主体の地域福祉活動の推進(思いやりの心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
1-1 小地域福祉活動の推進	① 地域には、子どもから高齢者や障がい者まで様々な福祉課題を抱える住民が暮らしています。その課題を解決していくには、まず、一人ひとりがお互いに認め合い、理解することが大切です。福祉について学んだり、考えたりする機会を通じて「思いやりの心」の醸成を図り福祉課題の解決を目指し、小地域を単位として、地域住民が主体となった福祉活動を支援します。	①小地域福祉活動の推進 ②先進的な地域福祉活動の支援 ③安心・安全な地域づくりの支援	・小地域福祉活動助成事業 ・地域福祉モデル事業 ・防犯グッズ支援事業	・全地域での活発な福祉活動 ・5地区(年間で1地区) ・5地区(年間で1地区)
	② 芦北町は、県内でも高齢化が進んでいる圏域であり、要介護認定率が高い地域です。このような状況下にあることから、芦北町と一体となり芦北町見守りネットワーク事業と連携し、住民の理解を深めるとともに関係機関・団体等と共に小地域ネットワークの構築に努めます。	④小地域ネットワークの構築	・見守り活動推進会議の実施 ・「見守り応援隊」活動の推進	・2校区地区 ・参加団体・事業所の拡大
1-2 地域福祉コーディネーターの充実	① 地域福祉の課題や地域住民のニーズの把握を行い、制度の隙間や、公的サービスでは解決できない課題が生じた際は関係機関と協働し社会資源の活用やインフォーマルサービス等の支援体制作りを行います。	①地域福祉座談会の開催 ②ふれあいいきいきサロンの設置 ③安心生活サポート活動の推進 ④子育てのための支援	・地域福祉座談会 ・ふれあいいきいきサロンの設置 ・安心・生活サポート事業 ・子育て支援のための調査及び研究	・15地区(年間で3地区) ・5地区(年間で新規1地区) ・1校区地区 ・子育て支援の充実
	② 地域福祉活動の充実のためには活動者同士の連携が必要不可欠となります。活動がスムーズに行われるよう関係団体や専門機関との連絡調整を行い、その育成を図り地域福祉コーディネーターの質の向上に努めます。	⑤生活支援コーディネーターとの連携 ⑥関係機関・団体との連携	・生活支援体制整備事業 ・各種関係機関・団体との連携	・1校区(田浦地区) ・随時

基本 目標	(2) 地域福祉の担い手づくり(お互い様の心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
2-1 地域福祉活動推進員の育成及び 社会資源の発掘と活用	<p>① 社会福祉協議会は地域の活動や推進員の設置状況を把握し地域性に応じた活動の展開を支援し、地区間の推進員同士の交流や意見交換を行い活動の活性化につなげます。</p> <p>また、地域福祉活動への理解を深め、活動の充実を図るための情報提供、相談支援、研修等をおこない、活動の展開については、地域におけるネットワークが不可欠であるため、推進員の推薦者である行政区長や民生児童委員への推進員制度の周知と協力体制を強化します。</p> <p>さらに、地域に埋もれている社会資源の調査を行い、サロン活動等による介護予防や趣味活動等に活用します。</p>	<p>①地域福祉活動推進員の設置と育成及び活動への研究</p> <p>②社会資源の調査・発掘と活用</p>	<p>・地域福祉活動推進員事業</p> <p>・社会資源の活用事業</p>	<p>・全地区に設置及び地域間の交流会の仕組みづくり</p> <p>・随時登録及び活用</p>
2-2 ボランティア活動の理解とセンター機能の充実	<p>① 町内においてボランティアを必要とする方、ボランティア活動を希望されている方の相互の潜在的なニーズを調査し、ボランティアに関する情報発信、啓発を行いスムーズなコーディネートのための取り組みを強化します。</p> <p>また、芦北町ボランティア連絡協議会や施設ボランティア連絡協議会等のボランティア関係団体と連携し、ボランティアの養成や研修を行います。</p> <p>② 福祉への関心と理解を深めるため、子どもたちの「福祉の心」を育て、地域住民に対する学びの機会を提供し、福祉課題解決のための「地域の福祉力」向上を目指した福祉教育の充実を図ります。また、幼年期よりボランティアに関心を持てるよう体験学習を中心に開催し育成を図ります。</p>	<p>①ボランティアセンター活動の理解とセンター機能の充実</p> <p>②福祉教育事業の充実</p> <p>③ボランティア育成事業への取り組み</p>	<p>・各ボランティア団体及び個人の育成事業</p> <p>・福祉・介護チャレンジ教室、福祉体験学習、福祉出前講座</p> <p>・ボランティア協力校事業</p>	<p>・ボランティア養成講座の開催</p> <p>・随時対応</p> <p>・幼稚園・保育園・小中高全校指定</p>

基本目標	(3) 安心して暮らせる地域づくり(助け合いの心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
自立した生活の支援	① 行政並びに各種機関・団体と協働し、ニーズに即したサービスを提供し、身近な地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう支援します。	①地域の中での生活を支援する取り組み ②自立した生活に向けた支援 ③日常生活の維持に向けた支援	・地域福祉権利擁護事業 ・生活困窮者等自立相談支援事業 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業	・随時対応 ・随時対応 ・随時対応
	② 介護保険事業所においては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。また、制度のみならずインフォーマルな社会資源の活用や制度内では解決できない内容については“社協だからできる”独自性を持ち、事業の充実を図ります。	④介護サービスの充実のための調査・研究	・各介護保険サービス事業	・質の高い充実したサービスは元より、社会資源を利用した社協独自の利用者に喜んでいただけるサービス
	③ 誰もが気軽に相談できる窓口や、サロン及び小地域ネットワークの活動、積極的な地域訪問を課題発見の“気づきの場”としてとらえ、実態の把握や情報提供、専門機関へのスムーズな橋渡しが出来るような体制づくりに努めます。	⑤相談支援体制の充実	・民生児童委員や地域福祉活動推進員・行政・関係機関との連携強化	・随時対応
災害時支援体制の整備	① 芦北町地域防災計画を基に、災害時避難行動要支援者に対する支援として、防災に関する情報を地域住民同士が共有し「自助」、「共助」の取り組みにつながる有効な手段となることから、日頃からの見守り活動と一体となった取り組みを進めてまいります。	①災害時避難行動要支援者支援体制の整備	・芦北町災害時避難行動要支援者避難支援計画	・関係機関と随時連携(災害時避難行動要支援者の把握)
	② 社会福祉協議会は災害発生時、災害ボランティアセンターを運営する役割が期待されています。令和2年7月豪雨においては、町内の広い範囲で甚大な被害が発生し、ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアの支援を受けましたが、同時に様々な課題も見つけました。それを踏まえ平時から十分な訓練を行う必要性を感じ、災害発生時において迅速にセンターを設置し、効率的な運営を行うために、現在の運営体制を再確認するとともに、ボランティアの受け入れと派遣に関するコーディネート充実を図り災害に強い地域づくりを目指します。	②災害ボランティアセンター機能の充実 ③災害ボランティアセンター設置マニュアルの改善 ④災害ボランティア及び運営ボランティアの派遣 ⑤災害時における地域の対応力の強化	・災害ボランティアセンターの設置訓練 ・災害ボランティアセンター設置マニュアルの改善 ・災害ボランティア及び運営ボランティアの派遣 ・災害時地域住民避難行動支援体制整備事業	・5回(年間1回) ・令和4年度改定予定 ・随時派遣 ・10回(年間2回)

基本目標	(4) 地域福祉活動の基盤づくり(向上的な心)			
計画	活動方針	活動展開	事業名	目標数値等(5年間)
社協の機能・体制の強化	<p>① 行政に対し、社協活動の役割や活動計画・実績を的確に情報提供し、地域福祉問題全般について情報交換や研究を行います。また、地域住民への社協活動の理解と参画を促し、会費、寄附金、共同募金地域配分金等の地域福祉財源を確保するとともに、介護保険事業や公益事業を充実させ、介護報酬や利用料等の安定した事業収入の確保に努めます。</p> <p>さらには、安定した事業の継続のための人材の確保、効率的な人員配置やコスト意識を持った事業費の運営により社協全体の財源強化を図ります。</p>	①財政基盤の強化	・会費・共同募金事業及び介護保険事業等	・社協活動への理解と参画により会費等の全戸加入及び、人員配置やコスト節減等により安定した財源の確保
	<p>② 社会人としての基礎研修や職員としての技術や専門研修を企画・実施し、内部研修の充実を図ります。また、外部機関の研修会へも積極的に参加し、専門的な技術の取得に努めます。</p>	②職員の資質向上	・県内外の各種研修会への参加	・各種研修会への参加による質の向上及び情報の確保。資格取得の奨励
	<p>③ 地域住民へ視点を置き、本所、支所、部門間の連携と情報交換を積極的に行い組織内の連携を強化します。</p>	③組織内連携の強化	・近々の福祉に関する情報把握及び職員・住民への提供	・社協内の部署間の情報交換会の実施。 ・関係団体及び他社協との情報交換会の実施
	<p>④ 災害が発生した場合に通常業務やサービスが停滞しないよう組織づくりに努めます。</p>	④災害に強い組織づくりの推進	・事業継続計画(BCP)の策定	・策定に係る組織体制の整備
4-2 広報・啓発活動の推進	<p>① 「広報きずな」の発行やホームページを通じて活動のPRを行います。情報の内容によっては、町民に対して迅速に情報発信の必要があるため、その際はホームページやSNS等を活用し、効果的な情報提供や啓発活動に努め、社協活動の理解及び協力の拡大を行います。また、各種研修会やイベント等を活用したPR活動も積極的に取り入れます。</p>	<p>①広報誌・ホームページの充実</p> <p>②社協パンフレットの作成</p>	<p>・「広報きずな」の発行及び町の広報誌との連携並びにホームページの充実</p> <p>・SNSによるイベントや事業の周知</p> <p>・社協の啓発活動</p>	<p>・広報研修会への参加や他社協との情報交換</p> <p>・広報誌の発行(年4回)</p> <p>・ホームページ及びSNSの更新</p> <p>・期間内に作成</p>

【参考資料】

芦北町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

【任期】 令和2年4月1日 ~ 令和5年3月31日

	役職	区分	所属	氏名
1	委員長	社会福祉 関係者	芦北町民生委員・児童委員協議会 会長 計石東行政区長 地域福祉活動推進員	江島 茂松
2	副委員長	社会福祉 関係者	芦北町身体障害者福祉連合会 会長 芦北町議会議員	岡部 恵美子
3	委員	住民代表	芦北町行政区長会 副会長 小田浦2行政区長 地域福祉活動推進員	農中 豊
4	委員	社会福祉 関係者	芦北郡保育園協会 会長 淳光育児園 園長	澁谷 暢達
5	委員	社会福祉 関係者	芦北町ボランティア連絡協議会 会長	白川 正秀
6	委員	社会福祉 関係者	芦北町老人クラブ連合会 会長	鬼塚 昌久
7	委員	福祉行政 関係者	芦北町福祉課長	池田 康浩

第4次
芦北町地域福祉計画
芦北町地域福祉活動計画

令和4年2月

発行 芦北町 福祉課
〒869-5498
熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015
電話 (0966) 82-2511

芦北町社会福祉協議会
〒869-5563
熊本県葦北郡芦北町湯浦1439-1
電話 (0966) 86-0294

この事業は（公財）地域社会振興財団の令和3年度長寿社会づくりソフト事業費交付金（特定事業）の採択を受けて実施しました。

